



小諸市
独立行政法人都市再生機構
株式会社URリンクージ

UR都市機構（独立行政法人都市再生機構）・株式会社URリンクージと 「多極ネットワーク型コンパクトシティによる都市再生に関する基本協定」を締結しました

健康・福祉や教育など様々な政策分野と都市計画が連動した「都市再生」に関する課題に対応するため、全国で都市再生の支援に取り組むUR都市機構及び、株式会社URリンクージと相互協力を目的とした協定（別添）を締結しましたのでお知らせいたします。両者からは、計画立案に必要な助言や具体的な事業への技術的支援等を受けるものです。



写真左より

椿 真吾 UR都市機構東日本都市再生本部副本部長

小泉俊博 小諸市長

海岸茂美 (株)URリンクージ都市整備本部長

多極ネットワーク型コンパクトシティによる都市再生に関する基本協定書

小諸市（以下「甲」という。）と、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び株式会社 UR リンケージ（以下「丙」という。）は、相互に連携協力を図り、小諸市における多極ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた都市再生を協働で推進するため、次のとおり合意し、基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲が小諸市第 10 次基本計画に基づき、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現にあたり、乙が有する知見や丙が有する専門的技術を活用することで、様々な都市再生施策が円滑で効果的に推進されることを目的とする。

（検討体制）

第 2 条 甲、乙及び丙は、相互協力を円滑に推進するため、別途協議の上、検討会等を設置するものとする。

2 前項の実施にあたっては、甲乙丙協議の上、必要に応じて検討会等の構成員をその都度追加することができるものとする。

（役割分担等）

第 3 条 本協定の目的を達成するため、甲、乙及び丙は、それぞれ、以下の事項に定める役割を担うものとする。

（ 1 ）甲は、都市再生に係る課題や現状分析を提起し、必要に応じて乙丙と相互に連携協力を図りながら主体的に施策を推進する

（ 2 ）乙は、甲の要請に応じ、都市再生に係る施策の方針の立案・推進に関する支援及び必要な提案・助言等を行う

（ 3 ）丙は、甲の要請に応じ、都市再生に係る施策の推進に関する具体的な事業の検討・実施に必要な資料作成等の技術支援を行う

2 乙丙は、それぞれの役割の実施にあたり、具体的な内容について甲と協議の上、必要に応じて甲と別途契約を締結する。

（守秘義務）

第 4 条 甲、乙及び丙は、前条各号の協議等で知り得た情報を第三者に不正に開示し、又は使用してはならない。ただし、法令に基づき開示及び提供する場合はこの限りでない。本協定の有効期間の終了後においても、また同様とする。

(期間)

第5条 本協定の期間は、締結日から平成33年3月31日までとし、必要に応じて更新に関する協議を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月18日

甲 長野県小諸市相生町三丁目3番3号
小諸市役所
小諸市長 小 泉 俊 博

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田 中 伸 和

丙 東京都中央区日本橋一丁目5番3号
株式会社URリンケージ
代表取締役 渡 邊 輝 明